

(様式第2号)

監 委 第101号

令和7年1月14日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様

太 田 市 議 会 議 長 高 田 靖 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎

太田市監査委員 久 保 田 俊

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(秘書室・企画部・福祉こども部・会計課)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の基準 | 太田市監査基準 |
| 2 | 監査の種類 | 定期監査 |
| 3 | 監査の対象 | 秘書室
企画部（企画政策課、おおたPR戦略課、行革推進課、人事課、
コンプライアンス推進室、国際課、情報管理課、広報課）
福祉こども部（社会支援課、障がい福祉課、長寿あんしん課、こども課、
子育てそうだん課、児童施設課、社会福祉法人監査室）
会計課 |
| 4 | 監査の着眼点 | （1）契約の方法及び事務手続きは適正か。
（2）公印の管理は適正か。
（3）補助金等の事務は適正か。 |

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和6年度（監査基準日：令和6年10月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、監査諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和6年11月27日から令和6年12月12日まで

6 監査の結果

秘書室、企画部、福祉こども部及び会計課における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。